

2024年2月27日

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室  
パブリックコメントご担当者様

宮城県生活協同組合連合会  
会長理事 冬木勝仁  
住所 仙台市青葉区柏木1-2-45 フォレスト仙台5階  
電話番号 022-276-5162

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則  
の一部を改正する省令（案）」に対する意見

いわゆる無償貸与、貸付配管といった商慣行を背景に、LP ガスの利用にあたって消費者が不利益を被っている現状を是正すべく、昨年3月から、総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会（本年1月に資源開発・燃料供給小委員会に改称）の下部組織である液化石油ガス流通ワーキンググループ（WG）を8回開催し、商慣行是正に向けた対応方針について、過大な営業行為の制限、三部料金制度の徹底、LP ガス料金等の情報提供の3つの課題の液石法改正方向が提示されました。

その上で、今回示された「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）」に対して、いくつかの点について検討を求めたく、下記の意見を提出いたします。

記

1. P.3-（販売の方法の基準）十五の二の記述について

「提示するよう努めること」との記述ですが、消費者が賃貸集合住宅へ入居する前に LP ガス料金の内容を知ることができないこと（入居後に過大な営業費用が上乗せされた LP ガス料金であると知ったとしても、消費者はそれを受け入れざるを得ないこと）を踏まえ、下線部分の文言を「提示すること」にすることを求めます。

WGでも報告された、2022年12月に実施した国土交通省の関係業界向けに行ったアンケート調査の結果によると、賃貸住宅オーナーが LP ガス事業者より LP ガスの料金等の記載のある資料を受領したことがある割合は 24.7%、不動産管理会社が LP ガス事業者又は賃貸型集合住宅のオーナーより同資料を受領したことがある割合は 33.8%、宅地宅建取引業者（不動産仲介業者）が同資料を受領したことがある割合は 19.1%と低い実態があり、努力義務だけでは徹底できるとは思えません。

2. P.9-（経過措置）第二条について

「適用しない」との記述ですが、契約のほとんどは既存契約であり、新制度への移行を促進しなければ、今後長年に渡って消費者の不利益な状況を放置することになり、不公平な状態を早急に改善することにはつながらないと考えられますことから、「施行から2年を経過した日から適用する」に改めてください。

3. P.9-（経過措置）第三条について

「速やかに行うよう努めるものとする」との記述ですが、制度見直しの実効性を確保するためには、過大な営業行為の制限と三部料金制の徹底が欠かせません。契約のほとんどは既存契約であることから、

新制度への移行を促進するためには、義務付けしなければ、また長年消費者の不利益な状況を放置することになります。そのため、下線部分の文言を「速やかに行わなければならない」に改めてください。

#### 4. P.9-附則について

今回改正となる「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」法第 16 条第 2 項の経済産業省令で定める（販売の方法の基準）に違反した場合に適応される罰則について、具体的に、罰則規定が液石法にどう位置付けられているかが、消費者には理解が難しいことから、附則として（罰則規定のある条文に位置付ける）ことが分かるような記述を求めます。2017 年の液石法一部改訂とガイドライン制定が行われた際においても、「守らなかった業界」「守らせられなかった行政」「許した社会と消費者」という実態があり、定着しなかった苦い教訓があります。

以上